

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第26号

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第12条の見出し中「広告」を「公示」に改め、同条中「公告」を「公示」に改める。

第21条中「、事業等」を「及び事業」に改め、同条第1号中「開発行為」の次に「（当該開発行為が行われる区域に当該私道の全てが含まれる場合に限る。）」を加える。

第29条中「細則」を「規則」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「第10条から第13条まで」を「第8条から第11条まで及び第17条」に改め、同条を第29条とする。

第27条中「第47条第5号及び第6号」を「第47条第4号及び第5号」に改め、同条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（長屋の構造等の基準等）

第27条 条例第15条第1項の規則で定める建築物は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イに掲げる構造方法を用いる建築物とする。

別表中「第28条」を「第30条」に改め、同表第20号様式の項中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。